



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月22日金曜日 第3062号外1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 2

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 2

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（財政課）..... 3

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（行革分権課）..... 6

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 8

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 8

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例.....（広報広聴課）..... 9

愛媛県公害防止条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（環境政策課）..... 9

愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....11

愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....12

愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例.....（医療対策課）.....13

医療法施行条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....14

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）.....14

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....15

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（長寿介護課）.....16

愛媛県県立高等技術専門学校条例の一部を改正する条例.....（労政雇用課）.....17

愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例.....（農地整備課）.....19

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例を廃止する条例.....（森林整備課）.....19

愛媛県森林環境譲与税基金条例.....（ " ）.....19

愛媛県港湾管理条例及び愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例.....（港湾海岸課）.....20

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例.....（文化財保護課）.....20

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....（義務教育課）.....22

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....（公営企業管理局総務課）.....22

### 条 例

#### ○愛媛県条例第1号

職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中村時広

#### 職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

（職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（大学等教育施設）</p> <p><b>第4条</b> 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする</p>	<p>（大学等教育施設）</p> <p><b>第4条</b> 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする</p>

職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)・(4) 省略	職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)・(4) 省略
-----------------------------------	-----------------------------------

( 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正 )

**第2条** 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年愛媛県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4 省略</p>

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 夜間看護手当 )</p> <p><b>第46条</b> 前条に規定する手当の額は、その勤務1回につき<u>3,550円</u>を超えて支給してはならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>( 夜間看護手当 )</p> <p><b>第46条</b> 前条に規定する手当の額は、その勤務1回につき<u>3,300円</u>を超えて支給してはならない。</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**

知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>( この条例の失効 )</p> <p>2 この条例は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>( この条例の失効 )</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 4 号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布するものとする。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条 第 4 条、第 7 条関係）			別表（第 2 条 第 4 条、第 7 条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1 ~ 104 省略			1 ~ 104 省略		
104の 2 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験問題作成事務手数料）	<u>1,800円</u>	104の 2 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	<u>700円</u>
104の 3 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験実施事務手数料	<u>9,200円</u>	104の 3 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験実施事務手数料	<u>8,000円</u>
104の 4 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修受講手数料	<u>58,000円</u>	104の 4 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修受講手数料	<u>55,000円</u>
104の 5 ~ 104の 9 省略			104の 5 ~ 104の 9 省略		
104の 10 介護保険法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施	介護支援専門員更新研修受講手数料	(1) 省略 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修 <u>68,000円</u> （介護支援専門員証の有効期間の更新が 2 回目以降の場合にあっては、 <u>25,000円</u> ）	104の 10 介護保険法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施	介護支援専門員更新研修受講手数料	(1) 省略 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修 <u>65,000円</u> （介護支援専門員証の有効期間の更新が 2 回目以降の場合にあっては、 <u>25,000円</u> ）

105 ~ 113 省略		
備考 省略		

3・4 省略  
5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 ~ 21 省略		
22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	199,000円(建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合には132,000円、同項第2号に該当する場合には169,000円)
23・24 省略		
24の2 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	省略	
25 ~ 46 省略		
46の2 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	省略	
46の3 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	省略	
46の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を	建築物用途変更	135,000円

105 ~ 113 省略		
備考 省略		

3・4 省略  
5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 ~ 21 省略		
22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	199,000円
23・24 省略		
24の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	省略	
25 ~ 46 省略		
46の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	省略	
46の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	省略	

<p>変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</p>	<p>場等使用許可申請手数料</p>				
<p>46の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物用途変更特別興行場等使用許可申請手数料</p>	<p>181,000円</p>			
<p>46の6 省略</p>			<p>46の4 省略</p>		
<p>47～101の14 省略</p>			<p>47～101の14 省略</p>		
<p>101の15 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項、第19条第1項、第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく裁定の申請に対する審査</p>	<p>裁定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合 27,000円</p> <p>(2) 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた金額</p> <p>(3) 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた金額</p> <p>(4) 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた金額</p> <p>(5) 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた金額</p>			

		(6) 損失の補償金の見積額 が100,000,000円を超え る場合 360,100円			
102	省略		102	省略	
	備考	省略		備考	省略
6	省略		6	省略	

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表2の表104の2の項から104の4の項まで及び104の10の項の改正規定 平成31年4月1日
- (2) 別表5の表101の14の項の次に次のように加える改正規定 平成31年6月1日

○愛媛県条例第5号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
事 務	市町	事 務	市町
1～53 省略		1～53 省略	
54 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録 _____ に関する事務 (2) 省略 (3) 政令第20条及び第21条の規定に基づく届出の受理 _____ に関する事務 (4) 政令第22条の規定に基づく登録廃棄物再生事業者の登録の取消しに関する事務 (5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	松山市	54 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2) 省略 (3) 政令第20条及び第21条の規定に基づく届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (4) 前3号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	保健所を設置する市
55～59の4 省略		55～59の4 省略	
59の5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第3条第10項の規定に基づく同条第1項又は第3項の認定に係る申請書の写しの受理に関する事務 (2) 法第3条第12項の規定に基づく設置した幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る事項を記載した書類の受理に関する事務	松山市	59の5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第3条第1項の規定に基づく幼稚園又は保育所等に係る認定に関する事務 (2) 法第3条第3項の規定に基づく連携施設に係る認定に関する事務	松山市

(3) 省略

(4) 省略

(5) 法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定、同条第11項の公示及び

法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園（以下この項において「市長認定等施設」という。）に係るものに限る。）

(6) 法第29条第2項の規定に基づく周知事項の変更の届出に係る書類の写しの受理に関する事務

(7) 法第29条第3項の規定に基づく周知事項の変更に係る事項を記載した書類の受理に関する事務

(8) 法第29条第4項の規定に基づく変更に係る事項の周知に関する事務（市長認定等施設 \_\_\_\_\_ に係るものに限る。）

(9) 法第30条第2項の規定に基づく報告に係る書類の写しの受理に関する事務

59の6～62 省略

(3) 法第3条第9項の規定に基づく同条第1項又は第3項の認定をしない旨及び理由の通知に関する事務

(4) 法第3条第11項の規定に基づく公示に関する事務（松山市が設置する施設に係るものに限る。）

(5) 法第7条第1項の規定に基づく法第3条第1項又は第3項の認定の取消しに関する事務

(6) 法第7条第2項の規定に基づく法第3条第1項又は第3項の認定を取り消した旨の公表に関する事務

(7) 法第7条第3項の規定に基づく公示の取消し及びその旨の公示に関する事務（松山市が設置する施設に係るものに限る。）

(8) 法第8条第1項の規定に基づく関係機関への協議に関する事務

(8)の2 省略

(8)の3 省略

(9) 法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定及び同条第11項の規定に基づく公示に係る施設（以下「市長認定等施設」という。））、松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園 \_\_\_\_\_ に係るものに限る。）

(10) 法第29条第1項の規定に基づく周知事項の変更の届出の受理に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）

(10)の2 法第29条第2項の規定に基づく周知事項の変更の届出に係る書類の写しの受理に関する事務（松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設に係るものに限る。）

(10)の3 法第29条第3項の規定に基づく周知事項の変更に係る事項を記載した書類の受理に関する事務（松山市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）

(11) 法第29条第4項の規定に基づく変更に係る事項の周知に関する事務（市長認定等施設、松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設及び松山市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）

(12) 法第30条第1項の規定に基づく報告の受理に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）

(12)の2 法第30条第2項の規定に基づく報告に係る書類の写しの受理に関する事務（松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設に係るものに限る。）

(13) 法第30条第3項の規定に基づく報告の徴収に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）

59の6～62 省略

**附 則**

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第 6 号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p><b>第17条</b> 昭和50年 4月 1日から平成35年 3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第 4 項の規定にかかわらず、100分の 4 とする。</p>	<p><b>附 則</b> （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p><b>第17条</b> 昭和50年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第 4 項の規定にかかわらず、100分の 4 とする。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 7 号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

**第 1 条** 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第 3 条</b> 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成31年 4月 1日から平成34年 3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の 2 及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 ~ 4 省略</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第 3 条</b> 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成28年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の 2 及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 ~ 4 省略</p>

**第 2 条** 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第 3 条</b> 省略</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成32年 1月 1日から平成34年12月31</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第 3 条</b> 省略</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成29年 1月 1日から平成31年12月31</p>

日までの各年の雇用障害者数が平成31年 1月 1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

日までの各年の雇用障害者数が平成28年 1月 1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成32年 1月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第 3 条第 1 項に規定する要件に該当する法人に対する平成31年 4月 1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第 3 条第 2 項に規定する要件に該当する個人に対する平成32年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第 8 号

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第 2 条</b> この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>並びに愛媛県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</u></p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第 2 条</b> この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>並びに愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</u></p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 愛媛県住宅供給公社（以下「公社」という。）が保有する公文書の公開その他改正前の愛媛県情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく事務については、公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の愛媛県情報公開条例第 2 章の規定は、愛媛県公文書の管理に関する条例（平成30年愛媛県条例第34号）附則第 4 項の規定に基づき知事が公社から引き継いだ公文書のうち、平成14年 3月31日以前に公社の役員及び職員が作成し、又は取得したものについては、適用しない。
- 4 公社の清算が終了した際現に公社に対してされている旧条例第 5 条の規定による公文書の公開請求については、知事に対してされている改正後の愛媛県情報公開条例第 5 条の規定による公文書の公開請求とみなす。
- 5 公社の清算が終了した際現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき公社がした旧条例第11条各項の規定による決定又は公社に対する旧条例第 5 条の規定による公文書の公開請求に係る不作為に対してされている審査請求については、知事に対してされている審査請求とみなす。

○愛媛県条例第 9 号

愛媛県公害防止条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

(愛媛県公害防止条例の一部改正)

第1条 愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表第1(第15条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本産業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により<sup>ひん</sup>弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2 省略</td></tr> </table>	省略	備考	1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本産業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により <sup>ひん</sup> 弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。	2 省略	<p><b>別表第1(第15条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により<sup>ひん</sup>弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2 省略</td></tr> </table>	省略	備考	1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により <sup>ひん</sup> 弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。	2 省略
省略									
備考									
1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本産業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により <sup>ひん</sup> 弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。									
2 省略									
省略									
備考									
1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により <sup>ひん</sup> 弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。									
2 省略									

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第2条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表(第2条 第4条、第7条関係)</b></p> <p>1～5 省略</p> <p>6 その他の手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事 務</th> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1</td> <td style="vertical-align: top;">政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p>	<p><b>別表(第2条 第4条、第7条関係)</b></p> <p>1～5 省略</p> <p>6 その他の手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事 務</th> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1</td> <td style="vertical-align: top;">政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p>
事 務	名 称	金 額											
1	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p>											
事 務	名 称	金 額											
1	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p>											

		<p>(3) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき60円に少額領収書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき70円に少額領収書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額</p>			<p>(3) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき60円に少額領収書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき70円に少額領収書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額</p>		
2	政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写し	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	2	政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写し	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(1)・(2) 省略				(1)・(2) 省略
			(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき60円に収支報告書等 1 枚ごとに10円を加えた額				(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき60円に収支報告書等 1 枚ごとに10円を加えた額
			(4) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき70円に収支報告書等 1 枚ごとに10円を加えた額				(4) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき70円に収支報告書等 1 枚ごとに10円を加えた額
3 ~ 66	省略			3 ~ 66	省略		
	備考	省略			備考	省略	

附 則

この条例は、平成31年 7月 1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 第1号、第3号又は前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあつては3年以上、前号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年6箇月以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあつては3年6箇月以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>(9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(10)・(11) 省略</p>	<p>水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 第1号、第3号又は前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者_____にあつては3年以上、前号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又は_____これらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後_____、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年6箇月以上、第3号に規定する学校を卒業した者_____にあつては3年6箇月以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>(9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(10)・(11) 省略</p>

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例本則第9号の規定の適用については、同項の第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

○愛媛県条例第11号

愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域環境保全基金条例（平成2年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 4 条</b> 省略 ( 処分 )</p> <p><b>第 5 条</b> 知事は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため特に必要があると認めるときに限り、予算の定めるところにより、基金に属する現金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、処分額に相当する額が減少するものとする。</p> <p><b>第 6 条</b> 省略 <b>第 7 条</b> 省略</p>	<p><b>第 4 条</b> 省略</p> <p><b>第 5 条</b> 省略 <b>第 6 条</b> 省略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例**

愛媛県医師確保奨学基金条例（平成18年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 奨学金の貸与 )</p> <p><b>第 3 条</b> 基金は、将来県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。）において医師としての業務に従事しようとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の 2 第 1 項の規定による臨床研修を受けている者及び当該臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者であって規則で定めるものに対し、奨学金を貸与するものとする。</p> <p>( 返還の債務の当然免除 )</p> <p><b>第 5 条</b> 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 第 3 条 _____ に規定する医療機関等の医師としての業務（以下「業務」という。）に従事した期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が、奨学金の貸与を受けた期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを 1 年とする。）に達したとき。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>( 奨学金の貸与 )</p> <p><b>第 3 条</b> 基金は、次に掲げる者に対し、奨学金を貸与するものとする。</p> <p>(1) 将来県内のへき地の医療機関等（知事が指定するものに限る。）において医師としての業務に従事しようとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者（以下「医学生」という。）及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の 2 第 1 項の規定による臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を受けている者であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 将来県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。）において医師としての業務に従事しようとする医学生、初期臨床研修を受けている者及び初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者であって規則で定めるもの</p> <p>( 返還の債務の当然免除 )</p> <p><b>第 5 条</b> 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 第 3 条各号に掲げる者が当該各号に規定する医療機関等の医師としての業務（以下「業務」という。）に従事した期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が、奨学金の貸与を受けた期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを 1 年とする。）に達したとき。</p> <p>(2) 省略</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例第3条第1号に掲げる者に貸与した奨学金の返還については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第13号

医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の施設の基準）</p> <p><b>第6条</b> 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設（療養病床を有しない病院にあつては、第1号に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌若しくは消毒の業務又は 寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。以下同じ。）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（病院の施設の基準）</p> <p><b>第6条</b> 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設（療養病床を有しない病院にあつては、第1号に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2 の規定により繊維製品の滅菌又は 消毒の業務若しくは寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。以下同じ。）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第14号

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例

えひめこどもの城管理条例（平成17年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																													
別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）	別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）																																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	省略			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイクルモノレール</td><td style="text-align: center;">1人1回につき</td><td style="text-align: center;">300円</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>児童用手こぎボート</td><td style="text-align: center;">1人1回につき</td><td style="text-align: center;">300円</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用バッテリーカー</td><td style="text-align: center;">1人1回につき</td><td style="text-align: center;">300円</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	省略			サイクルモノレール	1人1回につき	300円	省略			児童用手こぎボート	1人1回につき	300円	省略			乗用バッテリーカー	1人1回につき	300円	省略																	
区 分	単 位	金 額																																												
省略																																														
省略																																														
省略																																														
省略																																														
省略																																														
省略																																														
区 分	単 位	金 額																																												
省略																																														
サイクルモノレール	1人1回につき	300円																																												
省略																																														
児童用手こぎボート	1人1回につき	300円																																												
省略																																														
乗用バッテリーカー	1人1回につき	300円																																												
省略																																														

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学をいう。第60条第7号を除き、以下同じ。）（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p><b>第39条</b> 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（<u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(職員)</p> <p><b>第54条</b> 省略</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第2項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（<u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状</u>を有する者</p> <p>(6) 省略</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p><b>第60条</b> 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第43条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（<u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 大学（<u>短期大学を除く。</u>次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) <u>大学において</u>、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学をいう。第60条第7号を除き、以下同じ。）の学部で_____、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p><b>第39条</b> 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者_____</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(職員)</p> <p><b>第54条</b> 省略</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第2項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者_____</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 学校教育法による_____幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(6) 省略</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p><b>第60条</b> 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第43条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者_____</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 大学の学部で_____、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育</p>

法第102条第2項の規定により大学院（同法による大学院をいう。以下同じ。）への入学を認められた者

(6)～(8) 省略

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認められたもの

(10) 省略

(職員)

第92条 省略

2 省略

3 心理療法担当職員は、大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、1年以上心理療法の実務に従事した経験を有するものでなければならない。

4・5 省略

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 基準省令第82条第1項第3号の都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(4) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(5) 省略

法第102条第2項の規定により大学院（同法による大学院をいう。以下同じ。）への入学を認められた者

(6)～(8) 省略

(9) 学校教育法による \_\_\_\_\_ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認められたもの

(10) 省略

(職員)

第92条 省略

2 省略

3 心理療法担当職員は、大学の学部で \_\_\_\_\_、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、1年以上心理療法の実務に従事した経験を有するものでなければならない。

4・5 省略

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 基準省令第82条第1項第3号の都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 \_\_\_\_\_

(4) 学校教育法による \_\_\_\_\_ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(5) 省略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3 _____</p>

師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は施設告示に定める施設（施設告示第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号。以下「基準条例」という。）第33条第3項の規定により委託する検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同省令第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例第33条第3項の規定により委託する医療機器又は医学的処置」と、同省令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第3項の規定により委託する医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同省令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例第33条第3項の規定により委託する医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）第33条第3項の規定により委託する検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）第33条第3項の規定により委託する検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_の規定を準用する。この場合において、同省令\_\_\_\_\_第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され  
 \_\_\_\_\_」とあるのは「人体から排出され  
 \_\_\_\_\_」  
 \_\_\_\_\_」  
 と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査  
 \_\_\_\_\_」とあるのは「検体検査  
 \_\_\_\_\_」  
 \_\_\_\_\_」と、同省令第9条の9第1項中「法第15条の2\_\_\_\_\_の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「\_\_\_\_\_医療機器又は医学的処置」  
 \_\_\_\_\_」と、同省令第9条の12中「法第15条の2\_\_\_\_\_の規定による第9条の7\_\_\_\_\_に定める医療機器」とあるのは「\_\_\_\_\_医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」  
 \_\_\_\_\_」と、同省令第9条の13中「法第15条の2\_\_\_\_\_の規定による医療」とあるのは「\_\_\_\_\_医療」と  
 \_\_\_\_\_読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例

愛媛県県立高等技術専門校条例（昭和44年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

**愛媛県立産業技術専門学校条例**

(設置)

**第1条** 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、法第15条の7第1項第1号の職業能力開発校として、愛媛県立産業技術専門学校(以下「産業技術専門学校」という。)を設置する。

2 産業技術専門学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(業務)

**第2条** 産業技術専門学校は、普通職業訓練(法第15条の7第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。)その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行う。

(産業技術専門学校以外の施設において行うことができる職業訓練)

**第5条** 省略

(職業訓練指導員)

**第7条** 産業技術専門学校の職業訓練指導員(法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。)は、法第28条第1項の免許(当該職業訓練を担当することができる免許に限る。)を受けた者又は省令第48条の3各号のいずれかに該当する者(同項の免許を受けた者及び法第30条第1項の職業訓練指導員試験において学科試験の指導方法の科目に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号の講習を修了した者に限る。)でなければならない。

(寄宿舎料)

**第10条** 産業技術専門学校に在籍する者で寄宿舎を使用するものからは、寄宿舎料を徴収する。

2 省略

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、産業技術専門学校に関し必要な事項は、知事が定める。

別表(第1条関係)

名 称	位 置
愛媛県立新居浜産業技術専門学校	省略
愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校	省略
愛媛県立宇和島産業技術専門学校	省略

改 正 前

**愛媛県立高等技術専門学校条例**

(設置)

**第1条** 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、法第15条の7第1項第1号の職業能力開発校として、愛媛県立高等技術専門学校(以下「高等技術専門学校」という。)を設置する。

2 高等技術専門学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(業務)

**第2条** 高等技術専門学校は、普通職業訓練(法第15条の7第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。)その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行う。

(高等技術専門学校以外の施設において行うことができる職業訓練)

**第5条** 省略

(職業訓練指導員)

**第7条** 高等技術専門学校の職業訓練指導員(法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。)は、法第28条第1項の免許(当該職業訓練を担当することができる免許に限る。)を受けた者又は省令第48条の3各号のいずれかに該当する者(同項の免許を受けた者及び法第30条第1項の職業訓練指導員試験において学科試験の指導方法の科目に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号の講習を修了した者に限る。)でなければならない。

(寄宿舎料)

**第10条** 高等技術専門学校に在籍する者で寄宿舎を使用するものからは、寄宿舎料を徴収する。

2 省略

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、高等技術専門学校に関し必要な事項は、知事が定める。

別表(第1条関係)

名 称	位 置
愛媛県立新居浜高等技術専門学校	省略
愛媛県立今治高等技術専門学校	省略
愛媛県立松山高等技術専門学校	松山市
愛媛県立宇和島高等技術専門学校	省略

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当)

**第31条** 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当は、産業技術専門学校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練指導業務に従事したときに支給する。

改 正 前

(職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当)

**第31条** 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当は、高等技術専門学校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練指導業務に従事したときに支給する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和26年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別徴収金）</p> <p><b>第4条</b> 県は、知事が指定する県営土地改良事業（法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業及び法第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>（特別徴収金）</p> <p><b>第4条</b> 県は、知事が指定する県営土地改良事業（法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業及び法第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2～5 省略</p>

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県森林そ生緊急対策基金条例を廃止する条例**

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例（平成21年愛媛県条例第43号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県森林環境譲与税基金条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県森林環境譲与税基金条例**

（設置）

**第1条** 市町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等を図るために要する経費の財源に充てるため、森林環境譲与税を原資として、森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県港湾管理条例及び愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県港湾管理条例及び愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

第1条 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(港湾区域内の工事等の許可の申請) 第2条の2 港湾法第37条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。	(港湾区域内の工事等の許可の申請) 第2条の2 港湾法第37条第1項各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(愛媛県の海を管理する条例の一部改正)

第2条 愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域、 <u>同法第56条第1項の規定により公告されている水域及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く</u> 県内の海域をいう。	(定義) 第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域 <u>及び同法第56条第1項の規定により公告されている水域</u> _____ を除く県内の海域をいう。

附 則

この条例は、公布の日(同日において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)が施行されていない場合にあっては、同法施行の日)から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p><b>第7条</b> 委員は、文化財に関して優れた_____識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 県指定有形文化財の所有者は、<u>当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり</u>当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p> <p><b>第19条</b> 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第16条第1項の規定により補助金を交付した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者_____は、補助金に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の<u>費やした金額を</u>控除して得た金額を県に納付しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p><b>第20条</b> 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、<u>現状変更</u>については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の<u>現状変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る<u>現状変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>4 省略</p> <p>(公開)</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による<u>公開</u>のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。</p> <p>4～7 省略</p> <p>(県指定有形民俗文化財の現状変更等)</p> <p><b>第34条</b> 省略</p>	<p>(委員)</p> <p><b>第7条</b> 委員は、文化に関し、広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 県指定有形文化財の所有者は、<u>特別の事情</u>_____があるときは、<u>もつばら自己に代り</u>_____当          当該県指定有形文化財の管理の責<u>に</u>任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、<u>すみやかに</u>その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を_____解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p> <p><b>第19条</b> 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第16条第1項の規定により補助金を交付した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助金に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の<u>費した</u>金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p><b>第20条</b> 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、<u>現状の変更</u>については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の<u>現状の変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る<u>現状の変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>4 省略</p> <p>(公開)</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。</p> <p>4～7 省略</p> <p>(県指定有形民俗文化財の現状変更等)</p> <p><b>第34条</b> 省略</p>

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(現状変更等の制限)

第42条 省略

2～4 省略

5 県指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出があつた日から起算して7日以内に限り、当該届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(刑罰)

第45条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。

第46条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。

第47条 第20条第1項から第3項まで(同条第2項及び第3項の規定を第42条第2項において準用する場合を含む。)又は第42条第1項の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、15万円以下の罰金又は料料に処する。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(現状変更等の制限)

第42条 省略

2～4 省略

5 県指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出があつた日から起算して7日以内に限り、当該届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(刑罰)

第45条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

第46条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

第47条 第20条第1項から第3項まで 又は第42条第1項若しくは第2項の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は料料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第23号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 and 改正前. Row 1: (定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする. Row 2: (1) 県立学校の職員 3,838人 vs 3,837人. Row 3: (2) 市町立学校の職員 8,109人 vs 8,187人. Row 4: 計 11,947人 vs 12,024人.

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成31年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本) <b>第3条 省略</b> 2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 病院事業				(経営の基本) <b>第3条 省略</b> 2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 病院事業			
名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数	名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数
愛媛県立 中央病院	松山市	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、 <u>歯科</u> 、放射線科、整形外科、形成外科、精神科、 <u>脳神経内科</u> 、麻酔科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科、その他管理者が定める診療科	省略	愛媛県立 中央病院	松山市	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>歯科</u> 、放射線科、整形外科、形成外科、精神科、 <u>神経内科</u> 、麻酔科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科、その他管理者が定める診療科	省略
愛媛県立 今治病院	今治市	内科、心療内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、放射線科、整形外科、精神科、麻酔科、脳神経外科、心臓血管外科、その他管理者が定める診療科	省略	愛媛県立 今治病院	今治市	内科、心療内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、放射線科、整形外科、精神科、麻酔科、脳神経外科、心臓血管外科、その他管理者が定める診療科	省略
愛媛県立 南宇和 郡愛南 病院	南宇和 郡愛南 町	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、その他管理者が定める診療科	省略	愛媛県立 南宇和 郡愛南 病院	南宇和 郡愛南 町	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、その他管理者が定める診療科	省略
愛媛県立 新居浜 病 院	新居浜 市	内科、外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、その他管理者が定める診療科	省略	愛媛県立 新居浜 病 院	新居浜 市	内科、外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、その他管理者が定める診療科	省略

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。